戦略的創造研究推進事業 委託研究契約書 改訂対比表			
平成 23 年度	平成 24 年度	備考(修正点等)	
委託研究契約書 《契約先機関名》(以下「研究機関」という。)と独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、機構の戦略的創造研究推進事業《事業名》における、研究領域「《研究領域》」の「《研究代表者氏名》」を研究代表者とする研究課題「《研究課題名》」の中で「《研究題目》」の実施に関	委託研究契約書 《契約先機関名》(以下「研究機関」という。)と独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、機構の戦略的創造研究推進事業(《事業名》)における、研究領域「《研究領域》」の「《研究代表者氏名》」を研究代表者とする研究課題「《研究課題名》」の中で「《研究題目》」の実施に関し、		
し、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。	次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。		
	(契約項目) 機構は、研究機関を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、研究機関はこれを受託する。 (1)研究題目等: 《大項目(研究(開発)領域名又は研究開発プログラム名)》	(様式の変更)	
● (契約項目)「(1) 研究題目等」における「 <mark>«大項目» 《中項目①»《中項目②» 《小項目»</mark> 」の記載する事項は、 <mark>《事業名》</mark> に応じ、それぞれ以下の通りとします。	《中項目①(研究(開発)代表者名)》 《中項目②(研究(開発)課題名又は研究開発プロジェクト名)》 《小項目(研究(開発)題目)》 (2)研究担当者: 《契約先部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職》 (3)研究実施期間: 《研究実施期間(契約)開始日》から《研究実施期間(契約)終了予定日》まで		
"大項目(研究(開発)領域名       "         又は研究開発プログラム名)"       "中項目②(研究(開発)課題名又は研究開発プロジェクト名)"         "CREST"及び       研究代表者「《研究代表者氏名》」     ###################################	(4)研究実施期間中委託研究費総額:《委託費総額(合計)》円 研究実施期間の開始日(以下「研究開始日」という。)の属する事業年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。)における内訳は別記2のとおりとする。 ただし、研究実施期間中委託研究費総額及び別記2で定める委託研究費		
《さきがけ》       研究課題「《研究課題名》」       研究開発代表者「《研究開発代表者 研究開発題 目「《研究開発 日」         《た端的低炭素 化技術開発》       研究開発課題「《研究開発課題名》」       発題目》」	(≪当年度委託費(合計)≫円)は、本委託研究に対し機構が行う評価等により増額 又は減額を行う場合がある。 (5)研究目的及び内容: 研究開始日の属する事業年度における研究目的及び内容は、別記3 のとおりとする。		
研究開発領域「«研究開発領域 名»」又は研究開発プログラム 「研究開発プログラム」「研究開発プログラム名」 「研究開発プログラム名」 「研究開発プロジェクト名»」	(6) 契約一般条項: 別記1の通りとする。 本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名捺印の		
※ <mark>«先端的低炭素化技術開発»</mark> では、事業上 <mark>«大項目»</mark> に相当する定義がないことから、本契約書上の表記は空欄とします。	上、各自 1 通を保管する。 <u>《契約締結日》</u>		
	(研究機関)		
	(機 構) 東京都千代田区五番町7 K's 五番町 独立行政法人 科学技術振興機構		

(定義)

- 第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「本委託研究」とは、第2条に基づき研究機関に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究において必要となる事務管理費等として機構が研究機関に支払 う経費をいう。
- (5)「研究担当者」とは、本委託研究を中心的に行う者として第2条第1項第2号に掲げる者をい
- (6)「研究員等」とは、研究機関又は機構に属し、研究担当者のもとで本委託研究に従事する者を いう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び研究員等を個別に又は総称していう。
- (8)「研究実施期間」とは、本委託研究を行う期間をいう。
- (9)「研究成果」とは、本委託研究において得られた成果をいう。
- (10)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
- ア 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国における当該各権利に 相当する権利
- イ 前アに定める各権利を受ける権利
- ウ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)、著 作隣接権、報酬請求権(著作権法第94条の2、第95条の3第3項及び第97条の3第3項 に規定するもの)、二次使用料請求権(著作権法第95条第1項及び第97条第1項に規定す るもの)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
- エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究機関及 び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体 物」という。)
- (i)研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (ii)研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの、又は(i) (ii)研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (11)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるもの についてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物 についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象と なるものについてはその案出をいう。
- (12)「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭 和 34 年法律第 123 号) 第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号) 第 2 条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号) 第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、 著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウ、及び成果有体 物を使用する行為をいう。
- (13)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路 │(13)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路 配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (14)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。

別記1

(定義)

- 第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)「本委託研究」とは、第2条契約項目に基づき研究機関に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究において必要となる事務管理費等として機構が研究機関に支払 う経費をいう。
- (5)「研究担当者」とは、本委託研究を中心的に行う者として<del>第2条第1項第2号<mark>契約項目</mark>に掲げ</del>
- (6)「研究員等」とは、研究機関又は機構に属し、研究担当者のもとで本委託研究に従事する者を いう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び研究員等を個別に又は総称していう。
- (8)「研究実施期間」とは、本委託研究を行う期間をいう。
- (9)「研究成果」とは、本委託研究において得られた成果をいう。
- (10) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
- ア 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国における当該各権利に 相当する権利
- イ 前アに定める各権利を受ける権利
- | ウ 著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、著 作隣接権、報酬請求権(著作権法第94条の2、第95条の3第3項及び第97条の3第3項 に規定するもの)、二次使用料請求権(著作権法第95条第1項及び第97条第1項に規定す るもの)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
- エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究機関及 び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体 物」という。)
- (i)研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (iii)、(i)又は(+ ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (11)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものに ついてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物に ついてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象とな るものについてはその案出をいう。
- (12) 「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭 和 34 年法律第 123 号) 第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号) 第 2 条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号) 第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、 著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウ、及び成果有体 物を使用する行為をいう。
- 配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (14)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。

(様式の変更による修正)

(様式の変更による修正)

※委託研究契約書表紙(契約項目) の項を合わせて参照のこと

※以降同様に変更

(国等のガイドラインに合わせ表現の 修正)

ア国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人	ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人	
イ国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関	イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関	
ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの	ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの	
(15)「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。	(15)「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。	
(研究の委託)	<del>(研究の委託)</del>	(様式の変更による修正)
第2条機構は研究機関を「《大学等企業等》」と認め、次の研究を委託し、研究機関はこれを受託	第2条機構は研究機関を「《大学等企業等》」と認め、次の研究を委託し、研究機関はこれを受託	※第2条全文削除の上、委託研究契
\$5.	+5.	約書表紙(契約項目)の項に移動。
(1)研究題目: 《研究題目》	(1)研究顯目: 《研究顯目》	※(契約項目)の項を合わせて参照の
(2)研究担当者:《契約先部署名》	(2)研究担当者:《契約朱部署名》	٢٤
《研究担当者氏名》《研究担当者役職》	《研究担当者氏名》《研究担当者役職》	※以降条文数の繰り上げ
(3)研究実施期間:《研究実施期間(契約)開始日》から《研究実施期間(契約)終了予定日》まで	(3)研究実施期間:《研究実施期間(契約)開始日》から《研究実施期間(契約)終了予定日》まで	
(4)委託研究費: 本契約期間を通した上限額は別表1のとおりとする。	(4)委託研究費: 本契約期間を通した上限額は別表1のとおりとする。	
前号に規定する研究実施期間の開始日(以下「研究開始日」という。)の属する	前号に規定する研究実施期間の開始日(以下「研究開始日」という。)の属する	
事業年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。)における内訳は別	事業年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。)における内訳は別	
表2のとおりとする。	表2のとおりとする。	
ただし、別表1及び別表2で定める委託研究費は、本委託研究に対し機構が行	ただし、別表1及び別表2で定める委託研究費は、本委託研究に対し機構が行う	
う評価等により増額又は減額を行う場合がある。	評価等により増額又は減額を行う場合がある。	
(5)研究目的及び内容: 研究開始日の属する事業年度における研究目的及び内容は、別表3	(5)研究目的及び内容: 研究開始日の属する事業年度における研究目的及び内容は、別表3	
のとおりとする。	のとおりとする。	
(公的研究費の管理・監査のガイドラインの遵守)	(公的研究費の管理・監査のガイドラインの遵守)	
第3条研究機関は、研究機関の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査の	第32条 研究機関は、研究機関の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査の	
ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国	ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の	
の定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。	定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。	
(概算払い)	(概算払い)	
(概算払い) 第 <u>4</u> 条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書		
1,17-2,17	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書	
第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書	
第 <u>4</u> 条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間	
第 <u>4</u> 条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。	
第 <u>4</u> 条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。	
第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求	
第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求	
第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求	
第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研	第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。	
<ul> <li>第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> </ul>	<ul> <li>第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> </ul>	
<ul> <li>第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払い</li> </ul>	<ul> <li>第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いさ</li> </ul>	
<ul> <li>第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> </ul>	<ul> <li>第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> </ul>	
<ul> <li>第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> <li>5 本委託研究の遂行上必要に応じ、<u>別表</u>2で定める直接経費の内訳項目に係る金額を直接経</li> </ul>	<ul> <li>第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> <li>5 本委託研究の遂行上必要に応じ、別表別記2で定める直接経費の内訳項目に係る金額を直</li> </ul>	(様式の変更による修正)
<ul> <li>第4条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> </ul>	<ul> <li>第43条 研究機関は機構の指示に従い、各事業年度毎に委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究費が分割支払いとなるものについて、研究機関は直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。</li> <li>3 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、これを研究機関に支払うものとする。</li> <li>4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。</li> </ul>	(様式の変更による修正)

事前に機構の承認を得るものとする。	は、事前に機構の承認を得るものとする。	
(追加概算払い)	(追加概算払い)	
第 5 条 機構は、本委託研究の実施にあたり、委託研究費の追加が必要と機構が判断したものに	<del></del>	
ついて、追加額及び追加が必要と判断された理由を付した変更契約書等を研究機関と機構が		
別途締結した場合、委託研究費の追加の概算払いを行うことができるものとする。	別途締結した場合、委託研究費の追加の概算払いを行うことができるものとする。	
2 前項に基づき、委託研究費の追加の概算払いが行われる場合には、研究機関は機構の指示		
に従い、委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。機構は、	に従い、委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。機構は、	
当該請求書に従い、委託研究費の追加の概算払いを行うものとする。 3 本条第 1 項に基づき委託研究費の追加の概算払いが行われる場合、機構は当該追加された	当該請求書に従い、委託研究費の追加の概算払いを行うものとする。 3 本条第 1 項に基づき委託研究費の追加の概算払いが行われる場合、機構は当該追加された	
直接経費に第4条第1項に規定される割合を乗じた額の間接経費を加えた額の概算払いを行		
うものとする。	行うものとする。	
(帳簿等の整理)	(帳簿等の整理)	
第6条 研究機関は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立とは原籍を覚え、東西の主要は表現した。 オ邦約線 スペニケ 関係 等される のいける		
立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後5年間保管するものとする。 2 研究機関は、機構から帳簿及び証拠書類の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければ	立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後5年間保管するものとする。 2 研究機関は、機構から帳簿及び証拠書類の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければ	
2 4月九銭別は、「放併から候得及い証拠者類の閲見の中し山かめつた物口、これに心しなりればなならない。	2 切 九 (	
(#D/4V .º	120/4V ·0	
(取得物品の帰属等)	(取得物品の帰属等)	
第7条 第2条第1項において大学等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとす	第 7 <mark>6</mark> 条 第 2 条第 1 項 <mark>契約項目</mark> において大学等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従う	
る。	ものとする。	
(1)本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の		
所有権は、研究機関に帰属するものとする。	所有権は、研究機関に帰属するものとする。	
(2)研究機関は、(i)第 <u>23</u> 条第1項第1号の規定により本契約が終了し、本委託研究と同テーマの		
研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施されることが予定されている場合、	研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施されることが予定されている場合、	
又は(ii)研究実施期間終了時若しくは終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本委託研究と同テーマの研究が当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が	又は(ii)研究実施期間終了時若しくは終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で 木香工研究と同う一つの研究が光葉体の研究機関において実施されている若しくは実施が予	
予定されている場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとする。	本委託研究と同テーマの研究が当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとする。こ	
この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業として当	の場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業として当該	
該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構は		
研究機関から他の研究機関への取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担することが		
できる。	5. S.	
(3)前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があ		
り、かつ、研究機関と機構の間で合意した場合に限り、研究機関は機構の指示に従い、取得物		
品を機構に無償で譲渡するものとし、研究機関は当該移設及び工事について協力するものと	を機構に無償で譲渡するものとし、研究機関は当該移設及び工事について協力するものとす	
する。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業と	る。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業とし	
して当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機	て当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構	
構は研究機関からの取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担するものとする。	は研究機関からの取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担するものとする。	
2 第2条第1項において企業等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。	2 第2条第1項契約項目において企業等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものと	
(1)本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の		
所有権は、機構に帰属するものとし、研究機関は、機構に帰属した取得物品を研究実施期間	(1)本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の	
終了までの間、無償で使用するものとする。	所有権は、機構に帰属するものとし、研究機関は、機構に帰属した取得物品を研究実施期間終	

(2)研究機関は、取得物品を善良な管理者の注意をむって管理するものとする。 了までの間、無償で使用するものとする。 (2)研究機関は、取得物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。 (3)研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は 取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。 (3)研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は 取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。 (提供物品の使用等) (提供物品の使用等) 第8条機構は、本委託研究の遂行上必要と認められる場合には、機構及び研究機関が協議の 第 87 条 機構は、本委託研究の遂行上必要と認められる場合には、機構及び研究機関が協議の 上、機構が取得した物品等(以下「提供物品」という。)を研究機関が使用することを認めること 上、機構が取得した物品等(以下「提供物品」という。)を研究機関が使用することを認めることが ができる。この場合における提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の できる。この場合における提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の調 調達、搬入及び据え付けに要する経費は、機構の負担とする。 達、搬入及び据え付けに要する経費は、機構の負担とする。 2 研究機関は、前項に基づき提供物品を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。 2 研究機関は、前項に基づき提供物品を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。 3 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は │3 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は 提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。 提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。 (研究実施期間終了後の物品等の取り扱い) (研究実施期間終了後の物品等の取り扱い) 第 9<mark>8 条 機構は、<del>第 2 条第 1 項</del>契約項目</mark>において大学等と認められた研究機関が使用する提供 第9条 機構は、第2条第1項において大学等と認められた研究機関が使用する提供物品につい て、原則として研究実施期間終了後遅滞なく当該提供物品を研究機関に譲渡し、研究機関は 物品について、原則として研究実施期間終了後遅滞なく当該提供物品を研究機関に譲渡し、 本委託研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、機構が継続使用また 研究機関は本委託研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、機構が継 は処分を行う場合は、この限りでない。 続使用または又は処分を行う場合は、この限りでない。 2 機構は、<del>第2条第1項</del>契約項目において企業等と認められた研究機関が使用する取得物品及 2 機構は、第2条第1項において企業等と認められた研究機関が使用する取得物品及び提供物 び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、原則として研究実施期間終了後遅滞なく研 品(以下「取得物品等」という。)について、原則として研究実施期間終了後遅滞なく研究機関 究機関と賃貸借契約を締結し、研究機関は、当該賃貸借契約に基づき本委託研究の発展のた と賃貸借契約を締結し、研究機関は、当該賃貸借契約に基づき本委託研究の発展のため当 該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後買い取るものとする。ただし、機 め当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後買い取るものとする。ただし、 構が継続使用または処分を行う場合は、この限りでない。 機構が継続使用、処分等の措置をとるまたは処分を行う場合は、この限りでない。 (企業等による「耐用年数経過前の取 得物品等の買い取り」に係る表現の 修正) (知的財産権の帰属) (知的財産権の帰属) 第10条 機構は、研究機関が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号 |第 <del>109</del> 条 機構は、研究機関が産業技術力強化法(平成 12 年法律第 44 号)第 19 条第 1 項各号 に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」について に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」について は「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものと は「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものとす する。)及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第 る。)及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81 81 号) 第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「機構」(ただし、 号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「機構」(ただし、同項 同項第2号の「国」については「国又は機構」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)(以下「導 第2号の「国」については「国又は機構」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)(以下「遵守事 守事項」と総称する。)を遵守することを条件に、研究担当者及び/又は研究機関に所属する 項」と総称する。)を遵守することを条件に、研究担当者及び/又は研究機関に所属する研究 研究員等(以下、本条において「研究機関発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を 員等(以下、本条において「研究機関発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行った 行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を ことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を研究機 研究機関から譲り受けないものとする。ただし、研究機関が当該知的財産権を放棄した場合 関から譲り受けないものとする。ただし、研究機関が当該知的財産権を放棄した場合は、この限 は、この限りでない。 2 機構は、研究機関が遵守事項を遵守することを条件に、機構に所属する研究員等(以下、本 2 機構は、研究機関が遵守事項を遵守することを条件に、機構に所属する研究員等(以下、本 条において「機構発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知 条において「機構発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知

的財産権については、機構発明者の同意が得られた場合、研究機関に承継させることができるものとする。ただし、当該同意を得るための機構発明者との協議ならびに必要な措置は、研

究機関自らが行うものとする。また、研究機関は、機構発明者に不利益が生じないよう、当該同

的財産権については、機構発明者の同意が得られた場合、研究機関に承継させることができ

るものとする。ただし、当該同意を得るための機構発明者との協議ならびに必要な措置は、研究機関自らが行うものとする。また、研究機関は、機構発明者に不利益が生じないよう、当該同

意における承継の対価等に関する条件については、研究機関発明者と同等の扱いをするもの とする。

- 3 機構は、研究機関が遵守事項を遵守しない場合、第1項に定める知的財産権及び第2項によ り研究機関が承継した知的財産権を無償で譲り受けることができるものとし、研究機関は、これ らの知的財産権を譲渡しなければならないものとする。
- 意における承継の対価等に関する条件については、研究機関発明者と同等の扱いをするもの
- 3 機構は、研究機関が遵守事項を遵守しない場合、第1項に定める知的財産権及び第2項によ り研究機関が承継した知的財産権を無償で譲り受けることができるものとし、研究機関は、これら の知的財産権を譲渡しなければならないものとする。

## (知的財産権の譲渡その他)

- 第11条機構は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権につい て、出願後に、研究機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産 権の出願・維持等に機構がそれまでに支出した費用の支払を受けること、当該知的財産権の 発明者の同意が得られること及び研究機関が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産 権に対して機構が有する持分を研究機関に譲渡することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、研究機関から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受け た時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡し ないことができる。

# (知的財産権の譲渡その他)

- 第 10+条 機構は、前条第 1 項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権につい て、出願後に、研究機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、<br/>
  当該知的財産権 の出願・維持等に機構がそれまでに支出した費用の支払を受けること、当該知的財産権の発明 者の同意が得られること及び研究機関が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産権に 対して機構が有する持分を適正な対価をもって研究機関に譲渡することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、研究機関から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受け た時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しな いことができる。

(「知的財産権の譲渡」に係る取扱の

# (知的財産権に関する報告・通知)

- 財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の 規定を遵守する。
- (1)出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式によ る知的財産権出願通知書により機構に対し通知するものとする。
- (2)研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況 に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、機構が別途定める様式による 知的財産権設定登録等通知書により、機構に通知するものとする。
- (3)研究機関は、第1号の出願又は申請を行った知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実 施の許諾(ただし、第4号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)をしたとき、並び にその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(ただし、第4号に定める専用 実施権等の設定若しくは移転を除く)(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財 産権の実施等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権実施通知書 により、機構に通知するものとする。
- (4)研究機関は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式によ る知的財産権移転承認申請書を提出し、予め機構の承諾を得るものとする。また、研究機関 は、専用実施権等(仮専用実施権を含む。)を設定若しくはその移転の承諾をしようとするとき は、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め機構の 承諾を得るものとする。研究機関は、機構の承諾を得て知的財産権の移転又は専用実施権等 の設定若しくは移転(以下「知的財産権の移転等」という。)を行う場合、当該第三者をして遵守 事項を遵守させるものとする。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力 強化法施行令(平成12年政令第206号)第11条第3項各号に定める場合には、研究機関は、 知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権設定 登録等通知書又は知的財産権実施通知書により、機構に対しそれぞれ通知すれば足りるもの とする。

## (知的財産権に関する報告・通知)

- 第 12 条 研究機関は、第 10 条又は第 11 条の規定に基づき研究機関に帰属することとなった知的 | 第 <mark>11</mark>2-条 研究機関は、第 <del>109</del> 条又は第 <mark>10</mark>1-条の規定に基づき研究機関に帰属することとなった 知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各 号の規定を遵守する。
  - (1)出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式によ る知的財産権出願通知書により機構に対し通知するものとする。
  - (2)研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況 に変化があった場合、設定登録を受けた日等から 60 日以内に、機構が別途定める様式による 知的財産権設定登録等通知書により、機構に通知するものとする。
  - (3)研究機関は、第1号の出願又は申請を行った知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実 施の許諾(ただし、第4号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)をしたとき、並びに その後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(ただし、第4号に定める専用実 施権等の設定若しくは移転を除く)(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財産権 の実施等をした日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権実施通知書によ り、機構に通知するものとする。
  - (4)研究機関は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式によ る知的財産権移転承認申請書を提出し、予め機構の承諾を得るものとする。また、研究機関 は、専用実施権等(仮専用実施権を含む。)を設定若しくはその移転の承諾をしようとするとき は、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め機構の 承諾を得るものとする。研究機関は、機構の承諾を得て知的財産権の移転又は専用実施権等 の設定若しくは移転(以下「知的財産権の移転等」という。)を行う場合、当該第三者をして遵守 事項を遵守させるものとする。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力強 化法施行令(平成12年政令第206号)第11条第3項各号に定める場合には、研究機関は、 知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権設定 登録等通知書又は知的財産権実施通知書により、機構に対しそれぞれ通知すれば足りるものと する。

# (知的財産権に関わるその他) 第13条 研究機関及び機構は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的 財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負 担する義務を負うものとする。

- ち、機構所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
- 3 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究の成果に関し、機構に納入 された著作物にかかわる著作権について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内にお いて、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したも のとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下 「プログラム等」という。)にかかわる著作権については、機構が研究機関よりプログラム等の納 品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。
- 4 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本 委託研究の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格 権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を研究機関自身の責任において行うものとする。

## (研究員等の配置)

- 研究員等が本委託研究に従事することを認めることができるものとする。
- 2 機構は、機構に所属する研究員等を研究機関に配置する場合には、別途研究機関に通知す るものとする。
- 3 研究機関は、本委託研究の円滑な遂行の観点から、機構に所属する研究員等の研究機関の 施設、設備の利用等について支障が生じないよう、機構に所属する研究員等につき研究機関 に所属する研究員等と同等の扱いをしなければならない。

# (研究員等の遵守事項)

合、当該研究員等が研究機関の指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。

#### (研究環境の整備)

第16条 研究機関は、研究機関の施設内において、機構に所属する研究員等が本委託研究の遂 行上及び日常生活において不利益等を被らないよう措置するとともに、研究環境の向上に努 めるものとする。

# (補償)

- 第 17 条 本委託研究による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡に対する補償は、当該研究者 等が所属する契約当事者が行うものとする。ただし、当該研究者等の負傷、疾病、障害又は死 亡が研究機関及び/又は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び / 又は機構がそれぞれ過失の割合に応じてその賠償の責を負うものとする。
- 2 本委託研究の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任は、当該施設・設備等を 管理する契約当事者が負うものとする。ただし、当該施設・設備等の損害が研究機関及び/又 は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び/又は機構がそれぞれ 過失の割合に応じてその賠償の責を負うものとする。

## (知的財産権に関わるその他)

- | 第 <mark>12</mark>3-条 研究機関及び機構は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的| 財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担 する義務を負うものとする。
- 2 機構及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立 │ 2 機構及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立 ち、機構所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
  - 3 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究の成果に関し、機構に納入 された著作物にかかわる著作権について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内にお いて、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したも のとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下 「プログラム等」という。)にかかわる著作権については、機構が研究機関よりプログラム等の納品 を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。
  - 4 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本 委託研究の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格 権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を研究機関自身の責任において行うものとする。

#### (研究員等の配置)

- 第 14 条 研究機関及び機構は、協議の上、機構に所属する研究員等を研究機関に配置し、当該 │第 <mark>13</mark>4-条 研究機関及び機構は、協議の上、機構に所属する研究員等を研究機関に配置し、当該 研究員等が本委託研究に従事することを認めることができるものとする。
  - 2 機構は、機構に所属する研究員等を研究機関に配置する場合には、別途研究機関に通知す るものとする。
  - 3 研究機関は、本委託研究の円滑な遂行の観点から、機構に所属する研究員等の研究機関の 施設、設備の利用等について支障が生じないよう、機構に所属する研究員等につき研究機関 に所属する研究員等と同等の扱いをしなければならない。

# (研究員等の遵守事項)

第 15 条 機構は、機構に所属する研究員等が、研究機関が管理する施設、設備等を使用する場|第 <mark>145-</mark>条 機構は、機構に所属する研究員等が、研究機関が管理する施設、設備等を使用する場 合、当該研究員等が研究機関の指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。

# (研究環境の整備)

第 156-条 研究機関は、研究機関の施設内において、機構に所属する研究員等が本委託研究の 遂行上及び日常生活において不利益等を被らないよう措置するとともに、研究環境の向上に 努めるものとする。

# (補償)

- 第 167-条 本委託研究による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡に対する補償は、当該研究者 等が所属する契約当事者が行うものとする。ただし、当該研究者等の負傷、疾病、障害又は死 亡が研究機関及び/又は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び / 又は機構がそれぞれ過失の割合に応じてその賠償の責を負うものとする。
- 2 本委託研究の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任は、当該施設・設備等を 管理する契約当事者が負うものとする。ただし、当該施設・設備等の損害が研究機関及び/又 は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び/又は機構がそれぞれ 過失の割合に応じてその賠償の責を負うものとする。

(再委託)	(再委託)	
W. F. C.	第 178条 研究機関は、本委託研究を第三者に再委託してはならない。ただし、研究機関は、機構が本委託研究の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究の一部を第三者に再委託することができる。	
(秘密保持)	(秘密保持)	
第 19 条 研究機関及び機構は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。 2 研究機関及び機構は、本条第 1 項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報 (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (3) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報 (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報 (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報 (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 4 研究機関及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も 5 年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとしる。また、研究機関及び機構は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。	第 189条 研究機関及び機構は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。 2 研究機関及び機構は、本条第 1 項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。 (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報(3) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報 4 研究機関及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も 5 年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も 5 年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、研究機関及び機構は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。 5 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。	
(研究成果の公表)	(研究成果の公表)	
<ul><li>第 20 条 研究機関及び機構は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表することを確認する。</li><li>2 研究実施期間中に研究者等が研究成果を外部に公表する場合、研究機関及び機構は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。</li><li>3 研究機関又は機構による研究成果の公表が、研究機関又は機構の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。</li></ul>	<ul><li>第 2019 条 研究機関及び機構は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表することを確認する。</li><li>2 研究実施期間中に研究者等が研究成果を外部に公表する場合、研究機関及び機構は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。</li><li>3 研究機関又は機構による研究成果の公表が、研究機関又は機構の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。</li></ul>	
(研究成果の報告) 第 <u>21</u> 条 研究機関は、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書等における機構の指	(研究成果の報告) 第 <u>20</u> 1-条 研究機関は、時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書等における機構の	

--指示に従い、研究担当者が機構に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。

示に従い、研究担当者が機構に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。

## (委託研究実績報告書及び精算)

- 第22条 研究機関は、毎事業年度終了後及び/又は 研究実施期間終了(本委託研究が中止と なった場合を含む)後30日以内に、別途機構が定める様式による委託研究実績報告書を機構 に対し提出するものとする。
- 2 機構は、前項の委託研究実績報告書を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めた │2 機構は、前項の委託研究実績報告書を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めた ときは、契約金額と本委託研究の実施に要した経費の額とのいずれか低い金額を、機構が支 払うべき経費の額として、精算する。
- 3 研究機関は、既に支払を受けた概算払い金が前項の機構が支払うべき経費の額を超えた場 | 3 研究機関は、既に支払を受けた概算払い金が前項の機構が支払うべき経費の額を超えた場 合は、その超えた金額を機構の指示に従い返還するものとする。
- 4 研究機関は、第2条第1項において大学等と認められ、かつ、第2条第1項第3号に定める 研究実施期間において次期事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該 事業年度における委託研究費の未使用額を機構に返還することなく繰越して当該次期事業年 度の委託研究費として使用することができる。ただし、研究機関は、当該繰越額について、機 構が別途定める書面を機構に提出することとする。

## (研究の中止又は期間の延長)

- 第23条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を研究機関に指示す ることができるものとし、研究機関はこれに従うものとする。
- (1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、 本委託研究を継続することが適切でないと機構が判断した場合
- (2) 第24条又は第30条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
- 2 研究機関及び機構は、両者合意の上、研究実施期間を延長することができる。

## (契約の解除)

- 第24条 研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構は本契約を解除するとともに、 研究機関は本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部を機構の定める期限までに 返還しなければならない。
- (1)研究機関が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2)研究機関が本契約に違反したとき。
- (3)研究機関における研究者等が、機構が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処 分に関する規則」に規定する研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等(以下「不正 行為等」と総称する。)を行ったとき。
- (4)研究機関に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成1 9年2月15日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違 反があったとき。
- 2 研究機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、機構は何らの催告を要せずに本契約を 解除し、かつ、研究機関に対し本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部の返還を 請求することができる。
- (1)研究機関が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又 は第三者から申立を受けた場合
- (2) 研究機関が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3)研究機関が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 研究機関は、前二項により機構が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

## (委託研究実績報告書及び精算)

- | 第 <mark>21</mark>2-条 研究機関は、毎事業年度終了後及び/又は 研究実施期間終了(本委託研究が中止と なった場合を含む)後30日以内に、別途機構が定める様式による委託研究実績報告書を機構 に対し提出するものとする。
- ときは、契約金額と本委託研究の実施に要した経費の額とのいずれか低い金額を、機構が支払 うべき経費の額として、精算する。
- 合は、その超えた金額を機構の指示に従い返還するものとする。
- | 4 研究機関は、<del>第2条第1項<mark>契約項目</mark>において大学等と認められ、 かつ、<mark>第2条第1項第3号</mark></del> 契約項目に定める研究実施期間において次期事業年度が存在する場合に限り、前項の規定 にかかわらず、当該事業年度における委託研究費の未使用額を機構に返還することなく繰越し て当該次期事業年度の委託研究費として使用することができる。ただし、研究機関は、当該繰 越額について、機構が別途定める書面を機構に提出することとする。

# (研究の中止又は期間の延長)

- | 第<mark>22</mark>3条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を研究機関に指示す ることができるものとし、研究機関はこれに従うものとする。
- (1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、 本委託研究を継続することが適切でないと機構が判断した場合
- (2) 第 234条又は第 3029 条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
- 2 研究機関及び機構は、両者合意の上、研究実施期間を延長することができる。

## (契約の解除)

- 第234条 研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構は本契約を解除するとともに、 研究機関は本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部を機構の定める期限までに 返還しなければならない。
- (1)研究機関が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2)研究機関が本契約に違反したとき。
- (3)研究機関における研究者等が、機構が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処 分に関する規則」に規定する研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等(以下「不正 行為等」と総称する。)を行ったとき。
- (4)研究機関に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成1 9年2月15日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違 反があったとき。
- 2 研究機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、機構は何らの催告を要せずに本契約を 解除し、かつ、研究機関に対し本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部の返還を 請求することができる。
- (1)研究機関が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又 は第三者から申立を受けた場合
- (2)研究機関が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3)研究機関が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 研究機関は、前二項により機構が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)	(不正行為等に係る研究者等の取扱い)
第 <u>25</u> 条 機構は、機構が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」に 規定する不正行為等を行った研究者等に対して、機構の全ての事業について、同規則に基づ く処分を行うことができるものとする。	
(調査)	(調査)
第 <u>26</u> 条 機構は、研究機関の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、研究機関に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。研究機関は、かかる確認作業に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。	<ul> <li>第 256-条 機構は、研究機関の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、研究機関に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。研究機関は、かかる確認作業に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。</li> <li>2 前項に規定する場合のほか、機構は、研究機関、研究担当者又は研究員等が本委託研究に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合には、研究機関に対し調査を要請することができ、研究機関はその調査結果を文書で機構に報告するものとする。</li> <li>3 機構が本委託研究に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断し、研究機関に対して請求し同意を得た場合には、研究機関は、機構が当該不正行為等がなかったと判断するまでの間、委託研究費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、機構は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</li> </ul>
<ul><li>(委託研究実施に係る注意事項)</li><li>第 27 条 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、法令を遵守するとともに、機構が時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従って、委託研究契約に係る事務処理を適正に行うこととする。</li><li>2 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行い、かつ、常に善良なる管理者の注意をもって研究を実施するものとする。</li></ul>	(委託研究実施に係る注意事項) 第 267条 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、法令を遵守するとともに、機構が時宜に 応じて公開する委託研究契約事務処理説明書に従って、委託研究契約に係る事務処理を適 正に行うこととする。 2 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手 続を行い、かつ、常に善良なる管理者の注意をもって研究を実施するものとする。
(初めの左が期間)	(初めの左が期間)
<ul> <li>(契約の有効期間)</li> <li>第 28 条 本契約の有効期間は、第 2 条第 1 項第 3 号に記載の研究実施期間及び研究実施期間終了後 2 ヶ月間とする。ただし、本契約に従い本委託研究が中止された場合、中止の 2 ヶ月後に終了するものとする。</li> <li>2 第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項、第 10 条から第 13 条、第 17 条、第 20 条第 1 項及び第 3 項、第 25 条、第 26 条並びに第 29 条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。</li> </ul>	<ul> <li>(契約の有効期間)</li> <li>第278条 本契約の有効期間は、第2条第1項第3号契約項目に記載の研究実施期間及び研究 実施期間終了後2ヶ月間とする。ただし、本契約に従い本委託研究が中止された場合、中止の 2ヶ月後に終了するものとする。</li> <li>第65条第2項、第76条第1項、第109条から第123条、第167条、第2019条第1項及び 第3項、第245条、第256条並びに第289条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。</li> </ul>
(管轄) 第 29 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の非専属 的管轄裁判所とする。	(管轄) 第 <u>289</u> 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の非専属 的管轄裁判所とする。
(特約) 第 <u>30</u> 条 <u>第2条第1項</u> 第3号に定める研究実施期間が複数年度に渡る場合であって、研究開始	(特約) 第 <u>30<mark>29</mark></u> 条 <u>第2条第1項第3号</u> 契約項目に定める研究実施期間が複数年度に渡る場合であって、

日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、機構は <u>別表1</u> で定める <u>委託研究費の契約期間中</u> 総額 <u>の上限額</u> の減額又は本契約の解除を行うことができる。この場合、委託研究費の上限額の減額又は本契約の解除によって研究機関に損害が生じても機構は一切の責任を負わないものとする。 (1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第 29 条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合(2)その他、機構の戦略的創造研究推進事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合	研究開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、機構は <mark>別表1</mark> 契約項目で定める <del>委託研究費の契約期間中研究実施期間中委託研究費</del> 総額 <del>の上限額</del> の減額又は本契約の解除を行うことができる。この場合、委託研究費の上限総額の減額又は本契約の解除によって研究機関に損害が生じても機構は一切の責任を負わないものとする。 (1)独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第29条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合 (2)その他、機構の戦略的創造研究推進事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合	(表現の修正)
(協議) 第 31 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協議の上定めるものとする。	(協議) 第 <u>30</u> 4条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協 議の上定めるものとする。	
本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管する。	本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名捺印の上、 各自1通を保管する。 《契約締結日》	(様式の変更による修正) ※末尾記名押印の項を削除の上、委 託研究契約書表紙に移動 ※委託研究契約書表紙を合わせて 参照のこと
(研究機関)	(研究機関)	
(機 構)東京都千代田区三番町5番地三番町ビル 独立行政法人 科学技術振興機構 分任契約担当者 イノベーション推進本部長	(機 構) 東京都千代田区三番町5番地三番町ビル           独立行政法人 科学技術振興機構           分任契約担当者           イノベーション推進本部長	

平成 23 年度

<u>別表1</u>

契約期間中委託研究費総額 《委託費総額(合計)》 円

別表2

研究開始日の属する事業年度における委託研究費の内訳

事項		項	金 額(円)
	内	物品費	《物品費》
直接経費	訳	旅費	≪旅費≫
	項	人件費•謝金	≪謝金≫
	目	その他	《その他経費》
間接経費			《当年度委託費(間接経費)》
	合	計	《当年度委託費(合計)》

- ※直接経費の内訳項目間の流用において、内訳項目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に機構の承認を得るものとする。
- ※委託研究費は、消費税額、及び地方消費税額を含む。
- ※<u>第2条第1項第3号</u>に定める研究実施期間において次期事業年度が存在する場合、事業年度 2年次目以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画に基づき当該事 業年度が開始する際に取り決めるものとする。

# 別表3

研究開始日の属する事業年度における研究目的及び内容:

《当年度目的》

<del>别表1</del> - 契約期間中委託研究費総額

《委託費総額(合計)》 円

平成24年度

<del>別表</del>別記2

研究開始日の属する事業年度における委託研究費の内訳

	事	項	金 額(円)
	内	物品費	《物品費》
直接経費	訳	旅費	《旅費》
巴汉吐貝	項	人件費·謝金	《謝金》
	目	その他	《その他経費》
間接経費			《当年度委託費(間接経費)》
合 計		計	《当年度委託費(合計)》

※直接経費の内訳項目間の流用において、内訳項目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に機構の承認を得るものとする。

※委託研究費は、消費税額、及び地方消費税額を含む。

※第2条第1項第3号契約項目に定める研究実施期間において次期事業年度が存在する場合、事業年度2年次目以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画に基づき当該事業年度が開始する際に取り決めるものとする。

<del>別表</del>別記3

研究開始日の属する事業年度における研究目的及び内容:

《当年度目的》

(様式の変更による修正)

※別表1を削除の上、委託研究契約書表紙(契約項目)(4)委託研究費(研究実施期間中委託研究費総額)に移動※委託研究契約書表紙を合わせて参照のこと